

平成31年度 熊本市 子ども子育て支援新制度 認定こども園等の教育標準時間認定(1号認定) 利用者負担額(保育料) (月額)

階層区分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)	3,000円
③	市民税所得割額 24,300円未満	7,400円
④	24,300円以上 48,600円未満	9,300円
⑤	48,600円以上 77,101円未満	10,100円
⑥	77,101円以上 211,201円未満	20,500円
⑦	211,201円以上	25,700円

- 注1 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税所得割額、9月から翌年3月は当年度分の市民税所得割額により決定します。
- 注2 市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
- 注3 市民税所得割額77,101円未満(階層③～⑤)の世帯については、生計を一にする兄・姉がいる場合には、上の子の年齢を問わず2人目については半額に、また、3人目以降の児童については無料となります。
- 市民税所得割額77,101円以上211,201円未満(階層⑥)の世帯については、幼稚園年少から小学校3年までの範囲内において、小学校、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等を利用している兄・姉がいる場合には、そのうちの最年長の児童から順に数えて、2人目の児童については半額になります。また、同一世帯に生計を一にする18歳未満の兄・姉がいる場合、そのうちの最年長の児童から順に数えて3人目以降の児童については無料となります。
- 市民税所得割額211,201円以上(階層⑦)の世帯については、幼稚園年少から小学校3年までの範囲内において、小学校、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等を利用している兄・姉がいる場合には、そのうちの最年長の児童から順に数えて、2人目の児童については半額に、また、3人目以降の児童については無料となります。
- 市民税非課税世帯(階層②)については、2人目以降の児童は無料となります。
- 注4 ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、②階層となった場合には無料、また、市民税所得割額が77,101円未満(本市階層③～⑤)の場合、1人目は3,000円に、2人目以降は無料となります。
- 注5 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
- 注6 公立幼稚園の利用者負担額は、別途定めることとなります。また、新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担額は、現行どおり各園が定めます。
- 注7 平成30年度より熊本市など政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されますが、利用者負担額(保育料)は旧税率(6%)を用いて計算します。平成30年1月1日時点で政令指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に6/8を乗じて計算し直したうえで、利用者負担額(保育料)の表を御覧ください。

○保育所・認定こども園への申込等に関するお問い合わせ先

各区役所 保健子ども課	(中央区) 096-328-2421	(東区) 096-367-9130
	(西区) 096-329-6838	(南区) 096-357-4135
	(北区) 096-272-1104	
市役所保育幼稚園課	096-328-2568	